

# 子供用特定製品の 新たな規制が始まりました

## 子供PSCマーク

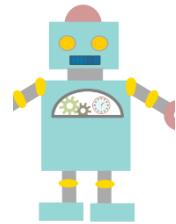
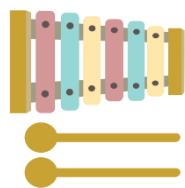


「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が施行され、「子供PSCマーク」が導入されました！

- 令和7年12月25日以降に国内製造・輸入される「子供用特定製品」(\*1)は、技術基準への適合と、対象年齢や使用上の注意事項の表示(警告表示)が義務づけられ、「子供PSCマーク」(\*2)や警告表示がある製品のみが販売可能となります。
- 「子供用特定製品」の製造又は輸入を行う場合、国(経済産業省本省又は管轄の経済産業局)に対して事業開始の届出を行う必要があります。

\*1:法に定める乳幼児用(3歳未満向け)玩具及び乳幼児用ベッド

\*2:届出済みの事業者のみが、技術基準適合を確認した製品にのみ表示可能



### 届出・お問合わせ等

九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

Tel:092-482-5523 E-mail:bzl-seian-kyu@meti.go.jp

## 乳幼児用(3歳未満向け)玩具

特別特定製品以外の  
子供用特定製品



### ● 乳幼児用(3歳未満向け)玩具とは?

- ①遊戯に使用することを目的として設計したもの(玩具であるもの)であって
- ②出生後36ヶ月未満の乳幼児用のものです

対象年齢3歳以上の製品や、3歳未満が使用する製品であっても、遊戯に使用することを目的として設計されていないものについては、規制の対象にはあたりません。

※令和7年12月25日よりも前に製造・輸入された製品については、表示や基準適合の義務はありません。

乳幼児用(3歳未満向け)玩具の規制の詳細はこちら

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/gangu\\_kisei.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html)



## 乳幼児用ベッド

特別特定製品である  
子供用特定製品



- 乳幼児用ベッドには、今回の法改正により、子供用特定製品に指定されました。
- 旧マーク製品(子供PSCマークではない製品)は令和9年3月25日以降販売することができなくなりますので、子供PSCマークの貼り替えが必要です。
- 既に乳幼児用ベッドの製造又は輸入の事業届出をされている方は、これに伴つて届出を出しなおす必要はありません(対象製品の範囲や技術基準等に変更はありません)。

乳幼児用ベッドの規制の詳細はこちら

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/babybed\\_kodomopsc.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/babybed_kodomopsc.html)



## 製造・輸入事業者の届出について

消費生活用製品安全法で規制対象となる乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドの製造又は輸入を行う場合、国(経済産業省本省又は管轄の経済産業局)に対して事業開始の届出を行う必要があります。

届出の具体的な流れ、必要書類については、

消費生活用製品安全法法令業務実施ガイドをご覧下さい。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>



経済産業省

九州経済産業局

詳しくは

子供PSC



[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)